

防犯灯等 LED 化業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務の名称

防犯灯等 LED 化業務委託

(2) 業務の目的

鳩山町は防犯灯約 1,800 基（概算）の照明施設を管理しており、その大半が水銀を利用する蛍光灯であり、今後一斉に更新時期を迎える可能性がある中、LED 化の更新は進んでいない現状である。

加えて、平成 29 年 8 月に発効された国際条約「水銀に関する水俣条約」により、水銀ランプの製造及び輸出入が令和 3 年より禁止になったことから、水銀ランプを使用する照明灯の更新を早急に進める必要がある。

なお、本事業においては、設備導入後の維持管理業務等において、民間のノウハウ、技術的能力を活用できる「ESCO（Energy Service Company）事業」を導入することとしたい。

本事業に関する専門的な知識や対象業務に対する発想、課題解決方法、取組体制等の提案を審査し、町にとって最も適切な創造力、技術力、経験等を有する事業者を総合的に評価する必要があるため、本事業の目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けするために、提案の募集を公募型プロポーザル方式により行うものである。

(3) 業務の実施

本業務については、最大限の事業効果・効率化を図るため 1 事業者（1 グループ）に委託することとする。なお、本プロポーザル参加者が 1 者の場合でも実施することとする。

(4) 契約方法及び履行期間

ア 契約方法

ESCO 契約（ギャランティード・セイビングス契約（自己資金型））により行うため、対象設備の改修に係る工事等初期費用は町が調達するものとする。事業者は、設備を設計・施工し、竣工後に町に対して対象設備の引渡しを行った後、10年間の維持管理期間中、導入設備の運用管理・維持管理（定期点検等）に係る業務を行うものとする。

イ 履行期間

契約締結日から令和19年3月31日まで

ESCO サービス期間 10年（令和9年4月1日から令和19年3月31日）

ただし、防犯灯等LED化業務中、『LED化更新』については、令和9年3月31日(水)までに完了することとする。

(5) 委託上限額

200,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（うち、債務負担行為により、令和8年度から令和18年度まで、LED防犯灯等維持管理業務を限度額20,000千円で設定）

(6) 担当部署及び書類提出先

鳩山町地域創生環境課 環境保全・生活安全担当 日坂・柴崎

350-0324 埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184-16

電話 049-296-5894 FAX 049-296-2594

メール h230@town.hatoyama.lg.jp

2 参加条件

(1) 応募者の資格要件

応募者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び第167条の11の規定により本町の入札参加制限を受けておらず、かつ参加申込の時点で鳩山町の締結する契約に係る指名停止等の措置要綱（平成30年告示第84号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

イ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと（当該取引停止処分を受けてか

ら2年間を経過しない者及び本業務の選定結果の通知日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者を含む。)

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てをしていない者であること。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

オ 過去5年以内に、本業務と同種、同規模（LED化更新数約1,000基）以上の業務を行った実績があること。

3 公募型プロポーザルの手続等

(1) プロポーザルの日程

ア 公告（公募開始）	令和8年4月1日（水）
イ 質問書提出期限	令和8年4月15日（水）正午まで
ウ 質問回答	令和8年4月21日（火）
エ 参加表明書提出期限	令和8年4月22日（水）正午まで
オ 企画提案書提出期限	令和8年4月30日（木）正午まで
カ プレゼンテーション	令和8年5月13日（水）午後2時から
キ 審査結果通知・公表	令和8年5月18日（月）（予定）

(2) 参加表明書の提出

本件に参加する場合は、参加表明書（様式第1号）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、以下のとおり提出すること。

参加表明書を提出した者の審査結果は、提案資格確認結果通知書（様式第2号）により通知する。

ア 提出期限 令和8年4月22日（水）正午まで（必着）

- イ 提出書類 ①参加表明書（様式第1号） 代表者印を押印したもの1部
- ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る）による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。
- エ 提出先 1（6）に同じ。
- オ 参加辞退 参加表明後、都合により辞退する場合には、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。なお、辞退届の提出期限は、企画提案書提出期限と同日とする。

（3）質問書の提出等

本件に関し質問がある場合は、質問書（任意様式）により受付ける。

- ア 提出期限 令和8年4月15日（水）正午まで（必着）

- イ 提出先 1（6）に同じ。

- ウ 提出方法 電子メール

質問書を添付し送付すること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとすること。ただし、参加者名称は、略称でも可とする。

件名：防犯灯等LED化_+送信年月日[yyyymmdd] +（参加者名称）

【例】株式会社△△△△が令和8年4月15日に質問書を送付した場合

防犯灯等LED化_20260415 株式会社△△△△

- エ 質問回答 質問内容及び回答については、質問者を記載しない形式で、提案資格を満たす者全員に電子メールで回答する。ただし、質問内容により事業者選定の公平性を保てないと判断された場合は、回答を行わないことがある。

- オ 質疑回答予定日 令和8年4月21日（火）

（4）企画提案書等の提出

- ア 提出期限 令和8年4月30日（木）正午まで（必着）

- イ 提出書類

① 同種事業実績調書（任意様式、参考様式あり）

実績等の添付書類については、可能な限り A4 サイズとすること。ただし、やむを得ず A3 サイズとする場合は、片袖折りをして A4 サイズにあわせること。

② 事業実施体制調書（任意様式、参考様式あり）

③ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、A4 用紙とし、複数ページとなる場合は、ページ番号を付すこと。

④ 価格提案書（任意様式）

ウ 提出部数 正本 1 部 副本 6 部 CD-R1 枚（CD-R 電子データは押印省略可）

エ 提出方法 持参又は郵送による。なお、持参する場合は、事前に来庁日時を連絡すること。また、郵送の場合は、提出期限に必着とし、書留その他の到達を確認できる方法に限る。

オ 提出先 1 (6) に同じ。

4 評価方法等

(1) 評価基準

別表「評価基準」のとおり。

(2) 評価方法

ア 評価基準により能力評価、提案評価及び価格評価を行い、それぞれの評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。なお、同点となった者が複数あった場合は、提案評価の評価点がより高い者を契約候補者として選定する。

イ 提案評価は、提案書及びプレゼンテーションにより評価する。

ウ 能力評価と提案評価の配点を合算した配点の 6 割を基準点とし、基準点に満たなかった提案者は選定の対象としない。

エ 参加申請者が 4 者以上のときは、企画提案書に基づき、能力評価による 1 次選考を行い、その評価点が上位の 3 者において提案評価及び価格評価による 2 次選考を行う。

オ 1次選考の結果は、令和8年5月8日（金）までに電子メールにより通知する。

（3）提案評価（プレゼンテーション）

ア 開催日 令和8年5月13日（水）を予定

提案者毎の集合時間・場所等は、別途通知する。

イ 時間 提案者毎の時間は、35分（プレゼンテーション20分、質疑応答15分）とする。準備に要する時間は、別途確保する。

ウ 参加人数 参加人数は、3人以内とする。なお、本業務において予定している担当者は必ず出席すること。なお、ZOOM等のPC端末による参加についても、参加人数に含むものとする。

エ 注意事項

- ① 発表の順番等については、提案者と協議することなく、町が決定する。
- ② プレゼンテーションは企画提案書をもとに行うこと。
- ③ 企画提案書の内容をプレゼンテーション用に再構成することは可とするが、企画提案書と異なる内容の提案は、評価対象外とする。
- ④ プレゼンテーションに当たり、町が用意するプロジェクタ及びスクリーンを使用することができる。この場合において、必要となるノートパソコン等については、提案者が持参すること。
- ⑤ プレゼンテーションは原則対面で実施する。

（4）結果通知

評価結果は、令和8年5月18日（月）に書面による通知を発送する。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

5 契約の締結

受託候補者の選定後、改めて見積書の提出を依頼し、随意契約の手続きを行う。ただし、契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行う。

なお、本契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する法律（昭和39年条例第150号）の定めるところにより、町議会の議決に付さなければならない契約については、業務委託請負仮契約書を取りかわし、町議会の議決後に本契約を締結する。

6 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が「2 応募者の資格要件」に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき、その他本実施要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) 企画提案書の記述は、職員が補足説明を要せず理解できる内容とすること。
- (3) 企画提案書の記載内容は、本業務における実施義務を提案者が提示したものとする。
- (4) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (5) 提出された資料は、返却しない。
- (6) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する質問及び異議は、認めない。
- (7) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。